



公益社団法人 鹿沼日光法人会

かづぬまにこう

vol
28
通巻73号

2020 夏号【令和2年8月1日発行】



ひまわり（向日葵）（鹿沼市 見野）



contents

第9回通常総会を開催	1、2
～めざします 企業の繁栄と社会への貢献～	
税務署だより	3
誌上講演「朝、起き抜けに飲むコップ	
一杯の水の様々な効能」	4
新型コロナウイルス感染症で影響を	
受ける事業者の皆様へ	5、6
「令和3年度税制改正提言書」まとまる!	7、8
管内イベント情報（8月～12月）、	
支部・ブロックだより	9
会員紹介・クイズ・7つの間違探し	10



蓮（鹿沼市 見野）

第9回通常総会を実施しました

～めざします 企業の繁栄と社会への貢献～

第9回通常総会

公益社団法人鹿沼日光法人会第9回通常総会が、去る6月11日(木)、午後3時より、ニューサンピア栃木(鹿沼市)において開催されました。

総会には、当日、会員32名、委任状行使者1022名、合計、1,054名が出席となり、通常総会は有効に成立となりました。

総会は、片柳会長挨拶の後、会長が議長となり、議事に入りました。

議事は、「第1号議案 令和元年度事業報告の件」、「第2号議案 令和元年度決算書類等承認の件」について、全会一致承認可決されました。

また、報告事項として「令和2年度事業計画」並びに「令和2年度収支予算」、及び「令和3年度税制改正提言」(栃木県法人会連合会とりまとめ)について事務局より報告がなされ、総会は終了となりました。

なお、議事の内容については、次のとおりです。



会場風景

次に、過日実施した、監査結果について、監査を行った監事を代表して、小林監事より監査報告を行いました。

本件について、片柳議長より、議場に諮ったところ、全会一致承認可決されました。

【報告事項】

- (1) 令和2年度事業計画について
- (2) 令和2年度収支予算について
 - (1)、(2)とも、去る3月17日(火)開催された、令和元年度第3回理事会で可決決定しているもので、その内容について、事務局より説明を行いました。
- (3) 令和3年度税制改正提言について
県内の各法人会(単位会)の税制委員と役員から回答を得られたアンケート結果に基づき、栃木県法人会連合会によって取りまとめられた「令和3年度税制改正提言」について、事務局より説明を行いました。



会長あいさつ

【議事】

【第1号議案 令和元年度事業報告の件】

令和元年度事業報告については、まず、事務局より、総会議案書に基づき、「事業報告概要」、「組織」「個別事業開催の状況」「事業報告附属明細書」について説明を行い、片柳議長より、議場に諮ったところ、全会一致承認可決されました。

【第2号議案 令和元年度決算書類等承認の件】

令和元年度決算書類等承認については、引き続き、事務局より、総会議案書に基づき、「貸借対照表(令和2年3月31日現在)」「正味財産増減計算書、同内訳表(平成31年4月1日～令和2年3月31日)」「財務諸表に対する注記」「附属明細書」「財産目録(令和2年3月31日現在)」についての説明を行いました。

今回の通常総会開催につきまして…

今回の第9回通常総会は、新型コロナウイルス感染防止対策として、密を回避した、短時間での開催としたため、例年ご招待しております、来賓の皆様や令和元年度当法人会運営において会員増強と福利厚生制度推進について多大なるご貢献をいただいた方々にも、ご参加いただけない状況となりました。

そのため、本誌面をもちまして、今回、表彰させていただきました方々のご紹介をさせていただきます。
*なお、令和元年度決算書類等は、当会ホームページで内容をご確認ください。

また、「令和3年度税制改正提言について」は、本誌7・8ページをご覧ください。

(公社) 鹿沼日光法人会 会長感謝状を贈呈

令和元年度、会員の増強及び福利厚生制度の推進にご尽力いただき、当法人会の運営基盤強化に多大な貢献をいただいた、下記の企業及び個人に対しまして、その功績をたたえ感謝状を贈呈させていただきます。

なお、贈呈させていただいた方々の敬称は省略させていただきました。

【会員増強感謝状】

鹿沼相互信用金庫

株式会社 足利銀行今市支店

株式会社 栃木銀行鹿沼支店

株式会社 栃木銀行鹿沼東支店

株式会社 栃木銀行今市支店

株式会社 栃木銀行大沢支店

株式会社 栃木銀行日光支店

株式会社 栃木銀行鬼怒川支店

大同生命保険株式会社宇都宮支社

A I G 損害保険株式会社宇都宮支店

【福利厚生制度推進感謝状】

大同生命保険株式会社宇都宮支社 斎藤絹子

大同生命保険株式会社宇都宮支社 中平真希子

A I G 損害保険株式会社宇都宮支店 村田孝之

アフラック生命保険株式会社宇都宮支社 大槻清子

アフラック生命保険株式会社宇都宮支社 足利不動産株式会社

なお、今回贈呈させていただきました方々に対しましては、後日、感謝状及び記念品をお届けさせていただきました。



鹿沼日光法人会主な行事予定

月	日	行 事 名	場 所
7~8 月		いちごプロジェクト（節電啓発事業） ～うちわの配布～	管内公共施設等
9 7		決算説明会及び消費税軽減税率制度説明会	鹿沼商工会議所
9 8		決算説明会及び消費税軽減税率制度説明会	日光商工会議所今市事務所
10 1		会員増強運動「10月～3月」（予定）	—
10 3		舞の海秀平講演会（社会貢献事業）（*注）	ニューサンピア栃木（鹿沼市）
10 8		第8回会員親睦チャリティーゴルフ大会（*注）	杉ノ郷カントリークラブ（日光市）
10 13		ビジネスマナー・フォローアップ研修（*注）	鹿沼商工会議所
10 21		経営セミナー（F&M）（*注）	鹿沼市民情報センター

*注：開催案内チラシは、本誌と同封しております。

課・部門	職名	氏名	旧勤務地・職名
	署長	鶴見泰之	宇都宮署 特別国税調査官
総務	総務課長	馬田茂喜	関東信越国税不服審判所 審査官
管理運営一	統括官	宮川健	大宮署 管理運営第二統括官
管理運営二	統括官	星宏明	留任
徴収	統括官	高村幸一	留任
個人課税一	統括官	中江博輝	留任
個人課税二	統括官	鈴木系造	宇都宮署 国際税務専門官 国際専門官
資産課税	統括官	井口創	大宮署 国際税務専門官 国際専門官
法人課税一	統括官	鈴木裕一	留任
法人課税二	統括官	中川加名江	浦和署 事務処理センター 統括官
法人課税一	統括上席	松浦恵美	留任
総務	総務係長	日和佐精	留任
総務	会計係長	池田翔一	留任
管理運営一	統括上席	小幡幸一	三条署 管理運営 総括上席

税
金
問
答

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための税務上の取扱いについて

【確定申告期限の延長について】

問1

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」）に関連して、期限内に確定申告と納付ができない場合、期限延長は認められますか。

答1

感染症拡大防止のため、通常の業務体制が維持できない、定時株主総会が開催できず決算が確定しないなどの理由により、期限までに申告が困難な場合には、個別に申告期限延長が認められます。具体的な申請手続きについては、国税庁ホームページをご覧ください。

なお、この場合の申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

【中間申告期限の延長について】

問2

法人税または消費税の中間申告について、感染症の影響により中間申告書を提出できない場合、提出期限の延長は認められますか。

答2

法人税または消費税の中間申告についても、確定申告と同様に、提出期限の延長が認められます。具体的な申請手続きについては、国税庁ホームページをご覧ください。

【業務悪化に伴う役員給与の減額】

問3

当社では、各種イベントを企画していましたが、感染症拡大防止の観点から、数か月先までイベントが中止となりました。

その結果、予定していた収入がなくなり、家賃や従業員の給与の支払いが困難であることから、役員給

与の減額を行いました。

しかし、法人税の取扱いでは、年度の途中で役員給与を減額した場合、定期同額給与に該当せず、損金算入が認められないケースがあると聞きました。

そこで、当社のような事情によって役員給与を減額した場合、その役員給与は定期同額給与に該当するのでしょうか。

答3

法人税の取扱いにおける「業績悪化改定事由」とは、経営状況が著しく悪化したことなど、やむを得ず役員給与を減額させる事情があることをいいます。貴社が行う役員給与の減額改定については、業績悪化事由による改定に該当するものと思われます。

したがって、改定前に定額で支給していた役員給与と改定後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することになります。

【資金繰りの悪化により納付が困難】

問4

感染症関連して売上が減少したことで資金繰りが悪化しており、期限までに国税の納付が困難な状況です。このような場合、納付を延長できますか。

答4

国税を一時に納付できない方々への救済措置として、納付の猶予制度が設けられています。お尋ねのような資金繰りの悪化により、納付が困難な場合につきましては、納付の猶予制度をご利用ください。具体的な申告手続きについては、国税庁ホームページをご覧いただくか、国税局猶予相談センターに、お電話にてご相談ください。(0120・948・249)

誌上講演会

医療ジャーナリスト 大谷克弥

朝、起き抜けに飲む コップ一杯の水の様々な効能

新陳代謝を促し、便秘の解消にも大きな役割を

朝が来て目が覚めたら真っ先にコップ一杯の水を飲みなさい、と父や母からしつけられて育った人は、かなり多いのではないかでしょうか。家訓と言うのは少しオーバーにしても、古くから多くの家庭で、「忘れてはいけないよ」と親から子に脈々と伝わった「健康に生きていくための慣行」だったと思われます。自分の健康を守ることが、たった一杯の水で済むのですから、素晴らしい先人の知恵だと、つくづく感心します。

人間の体とは不思議なもので、体重の約3分の1は水分が占めていますが、日常的には1日に約2リットルの水分を飲み物や食べ物から体内に取り入れ、ほぼ同量の水分を小便や汗として体外に送り出しています。そして重要なのは、夜になって寝ている時も水分は皮膚から排出を続けていることです。

もうお分かりでしょうが、朝の起き抜けの水は何よりも夜に失った水分の補給のことです。早い話、水分が不足すると便は硬くなり詰まりますから、效能の第一番に便秘の解消が挙げられています。これは子供でも理解できるでしょう。

そして同時に、朝の水は腸の動きを活発にする働きをします。皆さんは「腸の蠕動（ぜんどう）」という言葉をご存じでしょう。食べ物のカスは、腸が収縮を繰り返すことによって腸内を通過し、肛門から排出されますが、その動きは虫がうごめくのと似ているので、そう呼ばれるようになりました。そこで知って欲しいのは、朝の水は蠕動の活発化を促すことです。朝起きてすぐ、というタイミングが大切なのです。

さらに一日の始まりの朝に飲む水は、体内の新陳代謝も促し、自律神経を整えます。新陳代謝とは古いものが新しいものに交代することですが、人間で言えば細胞が若返ることです。それと朝は精神的に爽やかさをもたらします。子供の頃に馴れ親しんだ「朝だ朝だよ」で始まる「朝だ元気で」の歌は、一杯の水の付加によって、より強固に元気づけてくれるはずです。

朝だけでなく、寝る前にコップ一杯の水を激奨する説も

朝の水は一般庶民の日常生活の中から生まれ、伝承されてきた健康の知恵と言えますが、「怖い病気を防ぐために是非とも就寝前にもコップ一杯の水を飲むように」と、予防医学の立場から力説している医師がいます。寄生虫の研究者として世界で知らない人はいないと言われる免疫学者の藤田紘一郎・東京医科歯科大名誉教授です。なぜ寝る前にも必要かと言うと、人間は睡眠中に大量の汗をかいて水分を失い、明け方に致

死率の高い脳梗塞、心筋梗塞を発症するケースが非常に多いからです。

先生によると、人間が就寝中に失う水分は、皮膚からの汗のほか呼吸による水分の放出も加えると、一晩で約500ミリリットル、多い時は1リットルにも及びます。これだけ減れば朝までに体はカラカラ、血液はドロドロになり、ドロドロ血が脳で詰まれば脳梗塞、心臓で詰まれば心筋梗塞を引き起こします。

しかし、血液のドロドロ化が明け方の何時ごろ起きるかは分かっていません。ですから夜中のいつでもいいように、就寝前に予防の水が必要なのです。そこで先生は「寝る前の一杯の水は宝水、目覚めの水は生命の源」と、極めて分かりやすいフレーズで、水分の補給は夜と朝に欠かせないと説きます。

これに対し、主旨は理解できても夜中にトイレで起きるのは辛いから寝る前の水は勘弁して、という人が多くいます。それに対し先生は「脳梗塞や心筋梗塞になって死んだり寝たきりになったりすることに比べると、トイレに起きるくらいは何ですか」と反論します。「宝水」とは生をつなぐ水のこと。生きるかトイレか、これは個々の判断に任せるしかありません。

さて飲み水と言えば昔は井戸水で一本化していましたが、現在は水道水を別格にミネラルウォーター、天然水、海洋深層水など市販品も多く出回っています。また同じ地下水でもWHO（世界保健機関）の規定でカルシウムやマグネシウムの含有量の多いものは硬水、少ないものは軟水と分けられます。日本の水はほんの一部を除いて、飲みやすいと言われる軟水で、水道水も同じです。ただ水道水はカルキ臭いと苦手な人は、前日に沸騰させて白湯にして、常温で飲んでいます。硬水は少なく、北欧産の天然水がそうと思っていいでしょう。朝の水は体を引き締めたいからか、冬でも冷水が好まれています。夜の水は、アルカリ性の軟水、常温が先生のお勧めです。



【筆者紹介】

大谷 克弥

おおたに かつや

医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ 担保は不要。
- ▷ 延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
- （対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、原則として課税期間の開始前に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1ヶ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）**した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
 - （注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
 - ▷ 法人：課税期間の終了日の翌日から2ヶ月
 - ▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
 - （注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません**。

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置**が講じられます。

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間に比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件

▷ 対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加

- ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
- ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの

※事業用家屋・構築物ともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの**

▷ 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件

（1）住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置

（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）

- ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと

（2）既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件

（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内）

- ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
- ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時の軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



「令和3年度税制改正提言書」

この度、栃木県法人会連合会では、令和3年度税制改正提言をまとめるにあたり、傘下会員の意向を把握するため、県内の8単位会税制委員及び役員584名より、ご回答をいただいた「税制改正に関するアンケート調査結果」をもとに、令和3年度税制改正に関する提言書をまとめました。

今後、鹿沼日光法人会においても、地元の市長、市議会議長、教育長に対して、この提言内容を基に、「令和3年度税制改正提言」を行ってまいります。

会員の皆様、今後とも、税制改正に関する提言活動にご協力いただきますよう、お願ひいたします。

「令和3年度税制改正に関する提言」(抜粋)

令和2年春、世界中が新型コロナウィルスによって大混乱をきたし、医療も経済も戦争に例えられて臨戦態勢となっています。

今は、国民の生活や事業を支えるのが国家の最大の役割であり、早急に政策を打っていかなければなりません。消費税については景気が回復するまでの間、思い切った減税もしくは無税化するべきです。

現在のリーマンショック以上のマイナス成長から脱却する為には、減税と大規模財政出動を実施して、早期に回復基調に乗せなければなりません。

【要望内容】

1 地方経済と中小企業の活性化

会員アンケートでは今後の予測が減益、変わらないが「77.9%」でした。

中小企業の活動を促し、地方経済の活性化を図るために、法人税実効税率をさらに引き下げる必要があります。

平成30年度税制改正にて事業承継税制（相続税や贈与税）が大幅に緩和されたことにより後継者へのスマーズな承継が出来ると思われるが、引き続き一般財産と事業財産を切り離した独立した事業承継税制の創設が必要です。

中小企業の法人税軽減税率については、平成31年度税制改正において令和3年3月まで適用期限が延長されました。経営環境が更に変化をしている昨今、利益を確保するまでに至っていない状況です。そんな時代でも経営を継続するためにも更なる税負担の軽減が必要です。

(提言)

- イ 法人実効税率29.74%を20%台半ばまで引き下げる求めます。
- ロ 事業承継については、欧米並みの一般財産と事業用財産を切り離した独立した事業承継税制の創設を求めます。
- ハ 軽減税率適用所得金額の引上げ（2,000万円まで）と軽減税率の10%までの引下げを求めます。

2 財政健全化と行政改革

財政健全化を進めるには、行政の仕事自身を減らすことと、地方自治の改革が必要です。この両者を解決するものとして、さらなる大胆な規制緩和と道

州制の導入が検討課題になっています。

民間の知恵を借り、規制緩和を進め、支援策においては思い切った重点化政策を行なうべきです。こうした政策全体があってこそ、財政再建も可能になります。

(提言)

- イ 行政機構の改革。（業務内容ごとに集約する。例えば、各省庁がそれぞれに行なっている統計業務を一本化する等、データ改竄や不正防止にも役立つ。）
- ロ 国地方公務員の人員削減及び議員定数の削減。（職員の非正規化は格差拡大を助長する。）
- ハ 地方公務員の給与等を適正水準へ是正。（社会保障を含め官民格差を是正する。）
- ニ 高額な議員報酬の削減と政務活動費の適正化。
- ホ 基礎自治体を30万人と考え、さらなる市町村合併の促進。
- ヘ 広域連携による効率化を目指し、道州制の導入と権限と財源の移譲を図る。
- ト 少子化の根本原因をただし、若者に対する積極的な税の再分配を行う。

3 社会保障制度の改革

公的年金については、国民年金と厚生年金に大別され、保険料、給付額に大きな格差があります。また、医療保険も、国民健康保険、協会けんぽ、組合健保があり、負担と給付に大きな差があります。

当法人会では、これら制度を一元化して負担と給付の格差を解消すること、保険料の負担は個人負担（上限額の撤廃）と税金にすべきと提言してきました。

保険料については、アンケートの結果90%以上が負担感を感じていることから、個人の保険料は、所得額や保有金融資産の額に応じた「応能負担型」の検討を求める。

また、現在法人が折半で負担している保険料は、税金（法人税）として利益または売上額に応じて徴収することを検討すべきと考えます。

(提言)

- イ 年金制度、健康保険制度の一元化を早期に図ること。
- ロ 保険料は「応能負担型」の個人負担とし、法人負担部分は法人税として利益または売上額に応じての徴収を検討すること。
- ハ 医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。加えて、医療費の抑制のためジェネリック医薬品の普及率80%の促進を図ること。
- ニ 公的年金の財源確保・給付水準向上のため、短時間労働者（非正規雇用・パート職員）の厚生年金への適用と70歳までの就労を促進

まとまる

すること。併せて、年金支給開始年齢の引き上げを一体的に議論する必要があります。

4 税のあり方と使われ方

租税特別措置の適用については、資本金1億円未満の中小企業が9割を占めその恩恵を受けているが、特措法の7割強が過去3年度100件未満の適用にとどまっています。

このように煩雑化したこれらの特措法は基本、税制本法に統合し恐慌時などの「特別」な事態に対応するためのみに時限法として制定すべきです。

納税申告手続きについては、現在電子申告により従前よりも手続きは簡素化されていますが、中小事業者にとっては、煩雑さを払拭できない状況にあります。なお一層の手続き簡素化が望まれています。

令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられるとともに軽減税率制度が導入されました。アンケートによると、税率引き上げ前後の売上業績は半数以上が「変わらない」と回答しており、軽減税率については、廃止や見直しを求める意見が多く寄せられています。税の公平性に鑑みて甚だ不適当であり、その適応範囲も公正に決められたとは言えません。従って、軽減税率制度は撤廃するべきではないでしょうか。

(提言)

- イ 租税特別措置法については、見直しを求めるとともに、所期の目的を果たしたものや利用のないものの整理統合を求めます。
- ロ 中小事業者の電子申告制度における申告手続きの簡素化を求めます。
- ハ 消費税軽減税率制度の廃止とキャッシュレスポイント還元適用期限の遵守（延長しないこと）を求めます。
- ニ 所得格差是正のために累進税率を見直し、所得税の再分配機能を強化することを求めます。また、法人税についても利益に応じた累進課税の検討を求めます。

5 当面の税制改正要望について

個別の税目について、アンケートに寄せられた改正要望などは、次のとおりです。

(1) 法人課税

内部留保金に対する課税強化を求めるものや設備投資や賃上げの促進のため、税率の引き下げ、軽減を求める意見が多くなっています。

(提言)

- イ 基本税率の更なる引き下げと中小企業への軽減税率適用所得金額の引き上げ（2,000万円程度まで）と軽減税率の引き下げを引き続き求めます。
- ロ 役員給与の原則損金算入を求めます。
- ハ 過去最高に膨れ上がった大企業の内部留保金を設備投資に向けさせるため、所得金額（利益額）に応じた累進課税の導入の検討を求めます。
- ニ 法人税収額を景気にあまり左右されない安

定した財源にするため、課税標準を所得（利益）から売上高（外形標準課税）に変更することの検討を求めます。

(2) 個人所得課税

本年も、所得格差を是正するため高所得者に対する負担増や、累進税率の強化を求める意見が多くあります。

(提言)

- イ 富裕層は所得金額が1億円を超えると租税負担率が低減すると言われています。これらの要因である金融所得の分離課税の税率見直しや総合課税への一元化を求めます。
- ロ 基幹税としての財源調達機能と再分配機能を強化するために、累進税率の抜本的な見直しを求めます。
- ハ 各種控除の見直しも必要ですが、公平で簡素という観点から「個人単位課税」を改め、当法人会が従来から提言している「世帯単位課税」（N分のN乗方式）の導入が望ましい。
- ニ 少子化対策のため、子供が多いほど有利になる税制の構築を急ぐべきです。

(3) 消費税

持続可能な社会保障制度の安定的財源として消費税は必要であるが、昨年10月の税率引き上げに伴い導入された軽減税率制度については、廃止や見直しを求める意見が多く寄せられています。また、10%強が軽減税率に「うまく対応できない。」と回答しています。

(提言)

- イ 軽減税率制度は、事業者の事務負担、簡素化、税収確保などの観点から廃止することを求めます。税率10%までは単一税率が望ましい。
- ロ 低所得者対策としては、マイナンバーを活用して給付付き税額控除を探り入れる方が望ましい。
- ハ 税率引き上げによるキャッシュレスポイント還元策については、適用期限で必ず終了することを求めます。

(4) 資産課税

中小企業にとっては円滑に事業承継が行われることが最も望ましいことです。特例制度の本則化を求めるとともに、引き継ぎ、事業用財産と一般財産とを切り離した事業承継税制の創設を求めます。

(5) 地方税

地方税についてアンケートでは、どの税目についても軽減、見直しを求める意見が圧倒的に多いです。特に、固定資産税、都市計画税、償却資産税、事業所税が顕著です。

6 終わりに

当法人会は、税のオピニオンリーダーとして、研修会や租税教室の開催を通じて、税に関する啓蒙活動を行っており、今後も引き続き注力してまいります。

皆様には、われわれの提言にご理解を賜り、その実現にお力添えくださいよう、お願ひ申し上げます。



管内イベント情報（8月～12月）

*各ブロック管内のイベントを掲載しました。詳細については、各ブロックにお問い合わせください。

*状況により、イベント内容等に変更がある場合がございますので、お出でいただく場合は、最新の情報でご確認ください。

NIKKO-DON グランプリ

(於) 日光市内の飲食店、和洋菓子などの食品製造小売店

9月1日(火)～11月28日(土)

グランプリ決定：11月30日(月)予定

日光産の食材を使用した一杯の「DONBURI」を「NIKKO-DON」と称して、それらを集めたコンテストを実施、購入者の投票によりグランプリを決定します。

日光支部全エリア (*上記事業のお問合せ
日光ブロック: ☎0288-50-1171)

第15回足尾芸術祭

(於) 足尾市民センター

10月17日(土)～18日(日)

9:00～(予定)

ステージ部門（民謡・民舞・ダンス・詩吟・大正琴・合唱・太鼓演奏など）と、展示部門（華道・書道・俳句・短歌・川柳・写真・工芸・菊花・水墨画・水彩画・油絵など）を発表・展示します。

足尾町山芋品評会

(於) 足尾行政センター前駐車場

11月3日(火・祝)

10:00～(予定)

コシが強いと評判の足尾産山芋の即売会及び地元商工業者の商品販売も実施。

足尾ブロック (☎0288-93-2267)

支部・ブロックだより

*各支部・各ブロックでの活動を紹介します。

今市ブロック女性部

5月15日(於) 道の駅日光 二コニコ本陣

「花でおもてなし 花いっぱい運動」を実施

私たちが住む地域や周辺の環境を美しくすると共に、来訪者を温かい気持ちでお迎えすることを目的に、色とりどりのサルビアやマリーゴールドなどを、プランター20個に植栽しました。

コロナ禍の影響で、道の駅の来場者も少なくなっていますが、また、多くの方々に来場いただき、これまでの賑わいを取り戻すことを願い、引き続き活動を続けていきたいと思います。



新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

法人会では、新型コロナウイルス感染防止の観点から、今後の事業実施につきましては、実施可能な事業から順次行うことを検討してゆくこととなりました。

月あかり花回廊 第11章

(於) 鬼怒川公園

9月26日(土)～10月5日(月)予定

郷土の自然や手づくりのおもてなしを大切にした幻想的なあかりのイベントです。

和楽器を中心とした「月あかりコンサート」や出店、各種体験も用意しております。

第24回ゆず湯風呂キャンペーン

(於) 鬼怒川川治旅館(協) 加盟のホテル・旅館

12月19日(土)～12月20日(日)予定

「冬至(湯治)」に合わせ、皆様の無病息災を願い鬼怒川・川治温泉のお風呂が「ゆず湯風呂」になります。

藤原栗山ブロック (☎0288-70-1171)



今後は、引き続き、感染予防に留意し、ソーシャルディスタンスに配慮した会場設営、マスク着用、手指消毒、会場換気等を徹底し、参加者の皆様の安全面を第一に考慮し、実施可能な各種会議、講習会、研修会、各種事業を開催してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

そのため、当初予定した事業の中で、中止せざるをえない場合もございますので、当法人会広報誌“かぬまにっこ”や、当法人会ホームページにて、最新の事業内容をご確認いただきますよう、お願ひいたします。

決算説明会資料を差し上げます

当法人会では、企業の決算期ごとに分けて、「決算説明会」を開催しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染防止の観点から、3月と7月に開催を予定した説明会につきましては、資料の配布のみ実施いたしました。

会員の皆様で、説明会当日、都合によりお出でいただけなかつた方、また、決算説明会資料が必要な会員の皆様、お近くの、当法人会・各ブロック事務局において差し上げますので、遠慮なくお申し出ください。

なお、本件についてのお問合せは、

(公社) 鹿沼日光法人会 本会事務局

(TEL0289-65-1201)まで、お願いします。



有限会社 ユアサ

【所属ブロック】 今市ブロック

代表者 湯浅 有二

住 所 日光市平ヶ崎 211

T E L 0288-22-0116

F A X 0288-22-0118

創業 115 年。まちの牛乳屋さんとして、「安心・おいしい・うれしい」をお届けしております。お客様の毎日の健康に寄り添い、日々の体調

管理のお手伝いを担うべく、スタッフ一同努めています。



フラワーヒルズ（有限会社マーサーズ）

【所属ブロック】 鹿沼ブロック

代表者 小太刀 昌子

住 所 鹿沼市東町 3-4-20

T E L 0289-63-6013

F A X 0289-63-6032

メール info@marsars.co.jp

U R L <http://www.marsars.co.jp>



『お気に入りの花をみつけて、満足していただきたい』

心の時代の今、人と花とのかかわりを大切に繋いで、25周年を迎えました。



7つの間違い探し

右の絵と左の絵には、相違点が 7 か所あります。
見つかりますかな？



■作者紹介 神谷一郎（かみや いちろう）

イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」（グラフィック社刊）。

*間違い個所がわかったら、ご応募ください。 全問正解者の中から抽選で3名様に「法人会オリジナルクオカード(1,000円分)

を進呈いたします。当選者の発表は、クオカードの発送をもってかえさせていただきます。

*応募方法 ハガキに、「7つの間違い探しの答え」と記入し、ご応募いただいた方の「郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号」と「答え（間違い個所をわかりやすく）」を記入して、下記まで、ご郵送ください。

【送付先】〒322-0074 鹿沼市日吉町 718-2 (公社)鹿沼日光法人会 事務局 宛

法人会会員のみなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。想いをつないで50年。これまでも、これからも企業の繁栄をサポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

 大同生命保険株式会社

宇都宮支社/
栃木県宇都宮市大通り4-1-18(宇都宮大同生命ビル4F)
TEL 028-622-2641

 AIG損害保険株式会社

宇都宮支店/
栃木県宇都宮市松が峰1-3-15(富士火災宇都宮ビル2F)
TEL 028-346-4100

・・・表紙の写真説明・・・

日本初となる静止気象衛星“ひまわり”的打ち上げに成功したのが、1977年7月14日、ちょうど、今の季節です。

「ひまわり(向日葵)」の花言葉は「あこがれ」「あなただけを見つめる」。蓮の花言葉は「清らかな心」「神聖」。いずれも、日本の夏を代表する花たちです。今年も変わらない風景が、私達の足元に広がっています。花たちも、是非見てほしいと…。

■発行所

公益社団法人 鹿沼日光法人会
〒322-0074 鹿沼市日吉町718-2

TEL 0289-65-1201

■発行人

会長 / 片柳伸一
編集人 / 広報委員会



鹿沼日光法人会 検索
www.kamaho.org